

第5 営業六法

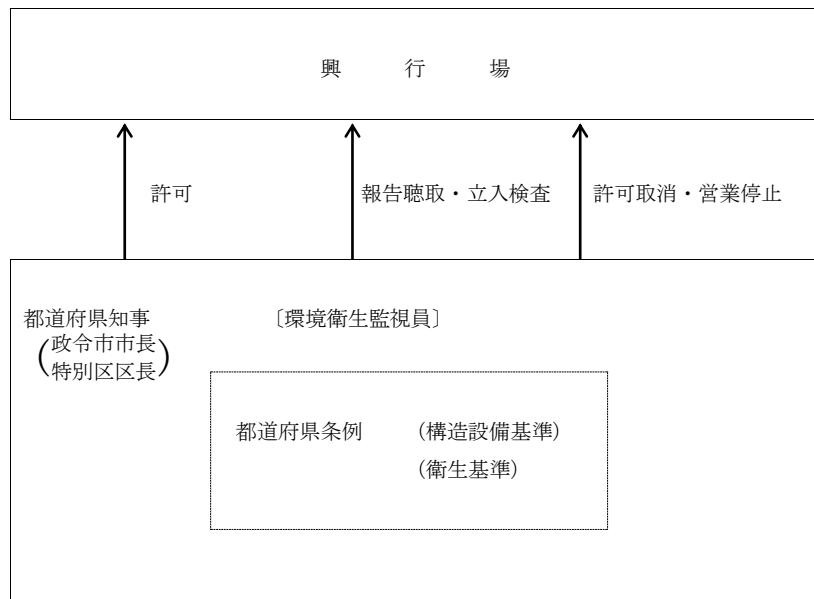
1 興行場法

【興行場】 映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設

適用 映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場、見世物小屋等

非適用 月に4回以下の集会場等

カラオケボックス



興行場法（昭和23年7月法律第137号）

1 定 義

興行場は「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設」と定義されているが、これらの営業を行う場合には興行場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならぬ。

2 適 用

具体的に興行場法の適用を受ける興行場は、映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場、見世物小屋等の施設である。なお、業として映画等を上映しない場合は興行場法の適用はない。業とは反復継続の意思をもって行われることで、社会性は必要であるが、営利性は必要ではない。したがって、家族・友人のみを対象にしたものには含まれないが、会社の福利厚生施設として映画鑑賞室を設けた場合のように無料であっても対象となるものがある。なお、集会所等であってもおおむね月に5回以上映画の上映等を行う場合には興行場の許可が必要となる。

また、近年、遊園地等で様々なパビリオンが設けられているが、興行場の定義に該当するような施設については興行場法が適用となる。なお、船や可動式の椅子、車等に乗って室内に設けられた風景・人形等を観覧するものは興行場であるが、ジェットコースター等乗り物の臨場感・スピード感を高めるため風景等が設けられているにすぎないものは興行場ではない。

飲食店に設置されたテレビ等単なる客寄せの手段に過ぎないものは、興行場ではない。また、カラオケボックスのように本人が歌うこと目的とした施設も興行場ではない。

3 営業の許可

業として興行場を経営するものは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受ける必要がある。

興行場の許可は、都道府県の条例で定める構造設備基準に従っていなければならない。

興行場の運営は、都道府県の条例で定める換気、照明、防湿、清潔等の衛生基準に従っていなければならない。

4 環境衛生監視員

興行場が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は報告を求め、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

5 許可取消又は停止

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、都道府県の条例で定める構造設備基準又は都道府県の条例で定める衛生基準に反するときは、許可の取消又は営業の停止を命ずることができる。

この場合、公開の聴聞を開かなくてはならない。

2 公衆浴場法



公衆浴場法（昭和23年7月法律第139号）

1 定 義

公衆浴場は、「温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設」と定義されているが、これらの営業を行う場合には公衆浴場法に基づき都道府県知事の許可を得なければならない。

2 適 用

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場とその他の公衆浴場がある。

(1) 一般公衆浴場

地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場がある。

(2) その他の公衆浴場

保養・休養を目的としたヘルスセンター・健康ランド型のもの、ゴルフ場やアスレチックジム等スポーツ施設に併設されるもの、工場等に設けられた福利厚生のための浴場、サウナ、個室付き公衆浴場、移動入浴車、エステティックサロンの泥風呂等がある。

他法令に基づき設置され衛生措置の講じられているものは公衆浴場法の適用外とされており、労働安全衛生法による作業場に設けられた浴場や労働基準法による事業附属寄宿舎、旅館業法の適用を受ける宿泊施設の浴場が該当する。また、専ら他法令、条例等に基づき運営され衛生措置の講じられている、病院や老人保健施設のデイ・ケアとして使用する浴場、国や自治体によって寝たきり老人等を対象に入浴介助を伴った入浴サービスに使用される浴場は許可の対象外となる。

なお、遊泳プールに付帯する採暖室・採暖槽は浴場ではない。また、もらい湯等は業（反復継続の意思と社会性を持って行われること）として行われていないものは対象にはならない。

3 営業の許可

業として公衆浴場を経営するものは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受ける必要がある。

公衆浴場の許可是、都道府県の条例で定める構造設備基準・適正配置基準に従っていなければならない。公衆浴場の運営は、都道府県の条例で定める換気、採光、照明、保温、清潔等の衛生・風紀基準に従っていなければならない。

4 伝染性の疾病にかかっている者に対する入浴拒否

伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては入浴を拒否しなくてはならない。

5 環境衛生監視員

公衆浴場が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は報告を求め、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

6 許可取消又は停止

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、都道府県の条例で定める構造設備基準等に反するときは許可の取消又は営業の停止を命ずることができる。この場合、公開の聴聞を開かなくてはならない。

7 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年6月法律第68号）

物価統制令の適用を受ける公衆浴場（銭湯）については、その減少傾向に歯止めをかけるため、国や自治体が必要な措置をとることを定めた法律である。

3 旅館業法

【旅館業】 宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

宿泊 寝具を使用して施設を利用すること

(1) **ホテル営業** 洋式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業

例 観光ホテル、モーテル

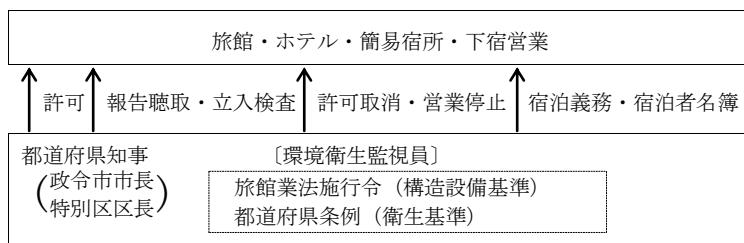
(2) **旅館営業** 和式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業

例 駅前旅館、温泉旅館、観光旅館、割烹旅館、(民宿)

(3) **簡易宿所営業** 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業

例 ベッドハウス、山小屋、スキーキャンプ、ユースホステル、カプセルホテル

(4) **下宿営業** 1月以上の期間を単位として宿泊させる営業



構造設備基準

区分	基 準										
	客室	洋室	和室	階層式寝台	玄関帳場	換気、採光、照明、防湿及び排水	入浴設備	洗面設備	暖房設備	便所	設置場所
ホ テ ル	・10室以上	・客室の床面積は9m ² 以上 ・寝具は洋式のもの ・出入り口及び窓は、かぎをかけることができる ・出入り口及び窓を除き、客室、廊下等との境は壁造り	・客室の床面積は、それぞれ7m ² 以上	—	・玄関帳場その他これに類する設備を有する	・適当な設備を有する	・適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有する	・適当な規模に応じた設備があること	・水洗式で、かつ座便式のものがある ・共同用の男女の区があること	・学校等の周囲おおむね100mの区域内にある場合、ホールその他の設備の内部を通すことをとざさないが設備を有する	・都道府県が特に必要があると認めて定める設備の適合すること
旅 館	・5室以上								—	・適当数有する	
簡易宿所	・延床面積は33m ² 以上 ・農林漁業者がグリーンツーリズム法に定める「農林漁業体験民宿業」を行う場合は、面積要件を適用しない	—	—	—	・有する場合、上下段の間隔はおおむね1m以上	—			—		
下 宿	—	—	—	—							

旅館業法（昭和23年7月法律第138号）

1 定義

旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされている。旅館業は「人を宿泊させる」ことであり、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは貸室業・貸家業であって旅館業には含まれない。また、「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けない。

なお、宿泊料は名目のいかんを問わず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものは含まれる。例えば、休憩料はもちろん、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費も宿泊料とみなされる。また、宿泊施設付きの研修施設（セミナーハウス）等が研修費を徴収している場合も、例えば当該施設で宿泊しないものも含め研修費は同じとするなど当該研修費の中に宿泊料相当のものが含まれないことが明白でない限り研修費には宿泊料が含まれると推定される。ただし、食費やテレビ・ワープロ使用料など必ずしも宿泊に付随しないサービスの対価は宿泊料には含まれない。

2 旅館業の種別

旅館業にはホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業の4種がある。

(1) ホテル営業

洋式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業である。

(2) 旅館営業

和式の構造及び設備を主とする施設を設けてする営業である。いわゆる駅前旅館、温泉旅館、観光旅館の他、割烹旅館が含まれる。民宿も該当することがある。

(3) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業である。例えばベッドハウス、山小屋、スキーカー、ユースホステルの他カプセルホテルが該当する。

(4) 下宿営業

1月以上の期間を単位として宿泊させる営業である。

3 営業の許可

旅館業を経営するものは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受ける必要がある。旅館業の許可是、旅館業法施行令で定める構造設備基準に従っていなければならない。旅館業の運営は、都道府県の条例で定める換気、採光、照明、防湿、清潔等の衛生基準に従つていなければならない。

4 環境衛生監視員

旅館業の施設が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は報告を求め、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

5 宿泊させる義務等

旅館業者は、伝染性の疾病にかかっている者や風紀を乱すおそれのある者等を除き宿泊を拒むことはできない。また、宿泊者名簿を備えておかなければならない。

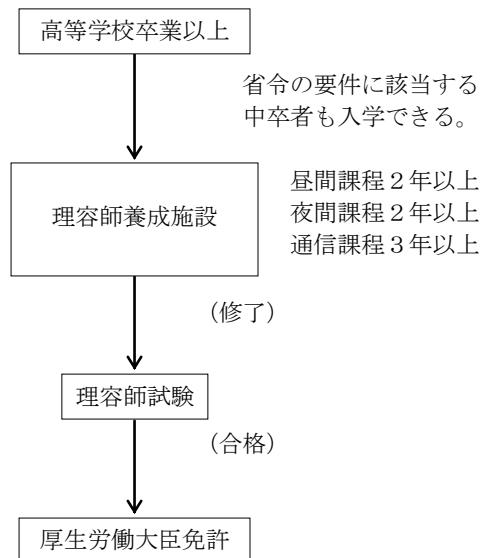
6 改善命令、許可取消又は停止

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は構造設備基準又は衛生基準に反するときは改善命令、許可の取消又は営業の停止を命ずることができる。

4 理容師法

【理容師】 厚生労働大臣免許

- 理 容** 頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること
- 欠格事由** 精神の機能の障害により理容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意
思疎通を適切に行うことができない者には、与えないことがある
- 業務停止** 伝染性の疾病にかかり就業が適切でないとき



【理容所】

- 例 外** 疾病等により理容所に来られない者に対して行う場合
婚礼等の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合
その他都道府県が条例で定める場合

開設・廃止届出

都道府県知事の使用前の検査確認

- 管理理容師** 理容師が複数いる理容所の衛生管理責任者
管理理容師は理容師の実務経験が3年以上
指定講習会修了

理容師法（昭和22年12月法律第234号）

1 定 義

理容師は「理容を業とする者」をいい、理容師法に基づき厚生労働大臣の免許を得なければならない。理容師の免許を持たないものは理容を業として行うことはできない。

理容とは「頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること」とされており、刈り込み等の行為に伴う理容行為の一環として男子に対し仕上げを目的とするコールドバーマネントウェーブを行うことは理容の範囲に含まれる。染毛も理容行為に含まれる。業とは反復継続の意思をもって行うことで、有料・無料は問わない。また、理容師が理容を行う場合には器具やタオル等を清潔に保たねばならない。

2 理容師免許

理容師免許は、高等学校を卒業した後、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設で昼間課程2年、夜間課程2年、通信課程3年以上にわたり必要な学科・実習を修了した後、理容師試験に合格した者に与えられる。

理容師が精神の機能の障害により理容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるときは免許を与えなかつたり取り消したりすることができる。

また、伝染性の疾病にかかり就業が適切でないときは業務停止を命ずることがある。

3 理容所

理容師は、理容所で理容を行わなくてはならない。ただし、疾病等により理容所に来られない者に対して行う場合や婚礼等の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合、その他都道府県が条例で定める場合には出張して行うことができる。

理容所を開設・廃止するときは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出なければならない。また、理容所は都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の使用前の検査確認を受けなければ使用してはならない。

4 管理理容師

理容師が複数いる理容所の開設者は、理容所の衛生管理の責任者として管理理容師を置かなくてはならない。なお、管理理容師は3年以上理容の業務に従事した者であって都道府県知事が指定した講習会を修了した者でなくてはならない。

5 環境衛生監視員

理容所が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

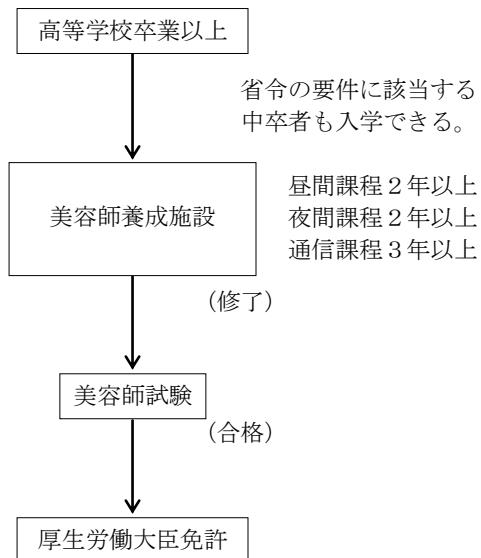
6 閉鎖命令

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、必要に応じ理容所の閉鎖命令を出すことができる。

5 美容師法

【美容師】 厚生労働大臣免許

- 美 容** パーマネントウェーブ, 結髪, 化粧等の方法により容姿を美しくすること
- 欠格事由** 精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知, 判断及び意思疎通を適切に行うことができない者には, 与えないことがある
- 業務停止** 伝染性の疾病にかかり就業が適切でないとき



【美容所】

- 例 外** 疾病等により美容所に来られない者に対して行う場合
 婚礼等の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合
 その他都道府県が条例で定める場合

開設・廃止届出

都道府県知事の使用前の検査確認

- 管理美容師** 美容師が複数いる美容所の衛生管理責任者
 管理美容師は美容師の実務経験が3年以上
 指定講習会修了

美容師法（昭和32年6月法律第163号）

1 定 義

美容師は「美容を業とする者」をいい、美容師法に基づき厚生労働大臣の免許を得なければならない。美容師の免許を持たないものは美容を業として行うことはできない。

美容とは「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされている。美容師がコールドパーマネントウェーブ等の行為に伴う美容行為の一環としてカッティングを行うことは美容の範囲に含まれる。また、女性に対するカッティングはコールドパーマネントウェーブ等の行為との関連を問わず、美容行為の範囲に含まれる。染毛も美容行為に含まれる。業とは反復継続の意思をもって行うことで、有料・無料は問わない。また、美容師が美容を行う場合には器具やタオル等を清潔に保たねばならない。

2 美容師免許

美容師免許は、高等学校を卒業した後、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設で昼間課程2年、夜間課程2年、通信課程3年以上にわたり必要な学科・実習を修了した後、美容師試験に合格した者に与えられる。

美容師が精神の機能の障害により美容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるときは免許を与えなかつたり取り消したりすることができる。

また、伝染性の疾病にかかり就業が適切でないときは業務停止を命ずることがある。

3 美容所

美容師は、美容所で美容を行わなくてはならない。ただし、疾病等により美容所に来られない者に対して行う場合や婚礼等の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合、その他都道府県が条例で定める場合には出張して行うことができる。

美容所を開設・廃止するときは、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出なければならない。また、美容所は都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）の使用前の検査確認を受けなければ使用してはならない。

4 管理美容師

美容師が複数いる美容所の開設者は、美容所の衛生管理の責任者として管理美容師を置かなくてはならない。なお、管理美容師は3年以上美容の業務に従事した者であって都道府県知事が指定した講習会を修了した者でなくてはならない。

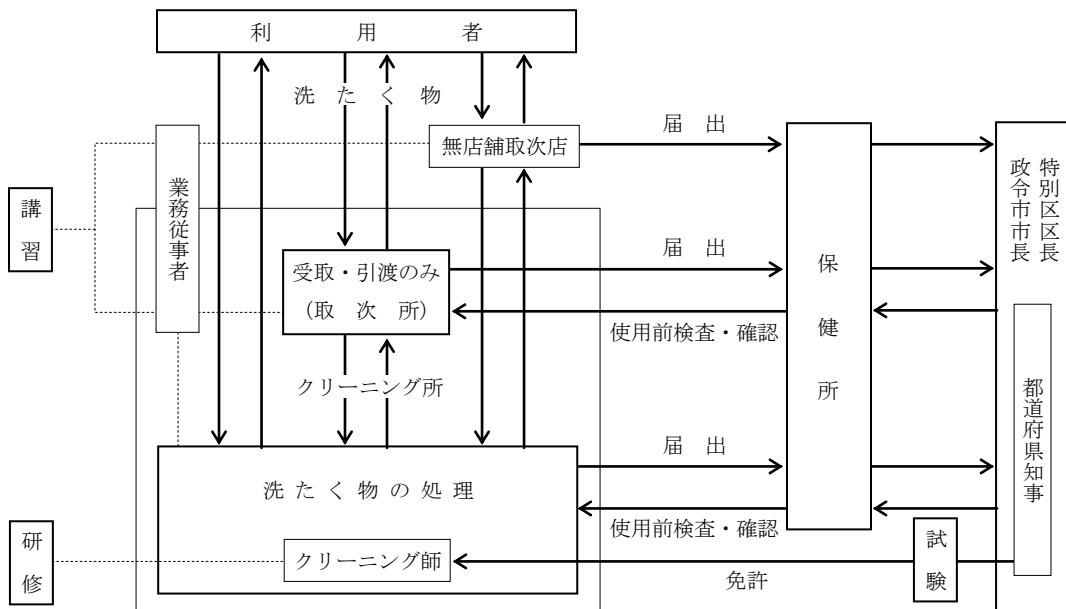
5 環境衛生監視員

美容所が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

6 閉鎖命令

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、必要に応じ美容所の閉鎖命令を出すことができる。

6 クリーニング業法



【クリーニング業】

溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること

【クリーニング行為】

受取、選別、洗たく、乾燥、プレス、染み抜き、仕上げ、引渡等

【クリーニング所】

一般クリーニング所（クリーニング師必置） 取次所

- (1) 開設・廃止届出
- (2) 使用前の検査確認
- (3) クリーニング師研修
- (4) 従事者講習

【クリーニング師】

都道府県知事免許

クリーニング業法（昭和25年5月法律第207号）

1 クリーニング業

クリーニング業とは「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。）を営業とすること」とされている。したがって、衣類のみでなく、シーツやカーテン、絨毯、床マット、おしづり、化学雑巾、モップ、暖簾、旗等の洗たくは対象となる。また、原型のまま洗たくすることが要件となっており、着物の洗い張りのようなものは含まれない。

また、クリーニング行為には水洗いやドライクリーニングのみでなく、受取、選別、プレス、染み抜き、乾燥、仕上げ、引渡等といった一連の行為も含まれる。したがって、このような一部の行為だけを行う場合もクリーニング所の届出が必要になる。

2 クリーニング所

クリーニング所には、一般クリーニング所と洗たく物の処理をせず受取・引渡のみを行う取次所がある。一般クリーニング所以外では洗たく物の処理を行わせてはならない。

一般クリーニング所には、洗たく機及び脱水機を備えるとともに、クリーニング師を置かなくてはならない。

クリーニング所を開設・廃止するときは、都道府県知事に届出をしなくてはならない。また、クリーニング所は、都道府県知事の使用前の検査確認を受けなければ使用してはならない。

3 クリーニング師

クリーニング師の免許は、中学校を卒業した者を対象にした都道府県知事の試験に合格した者に与えられる。

クリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに都道府県知事の指定した研修を受けなくてはならない。

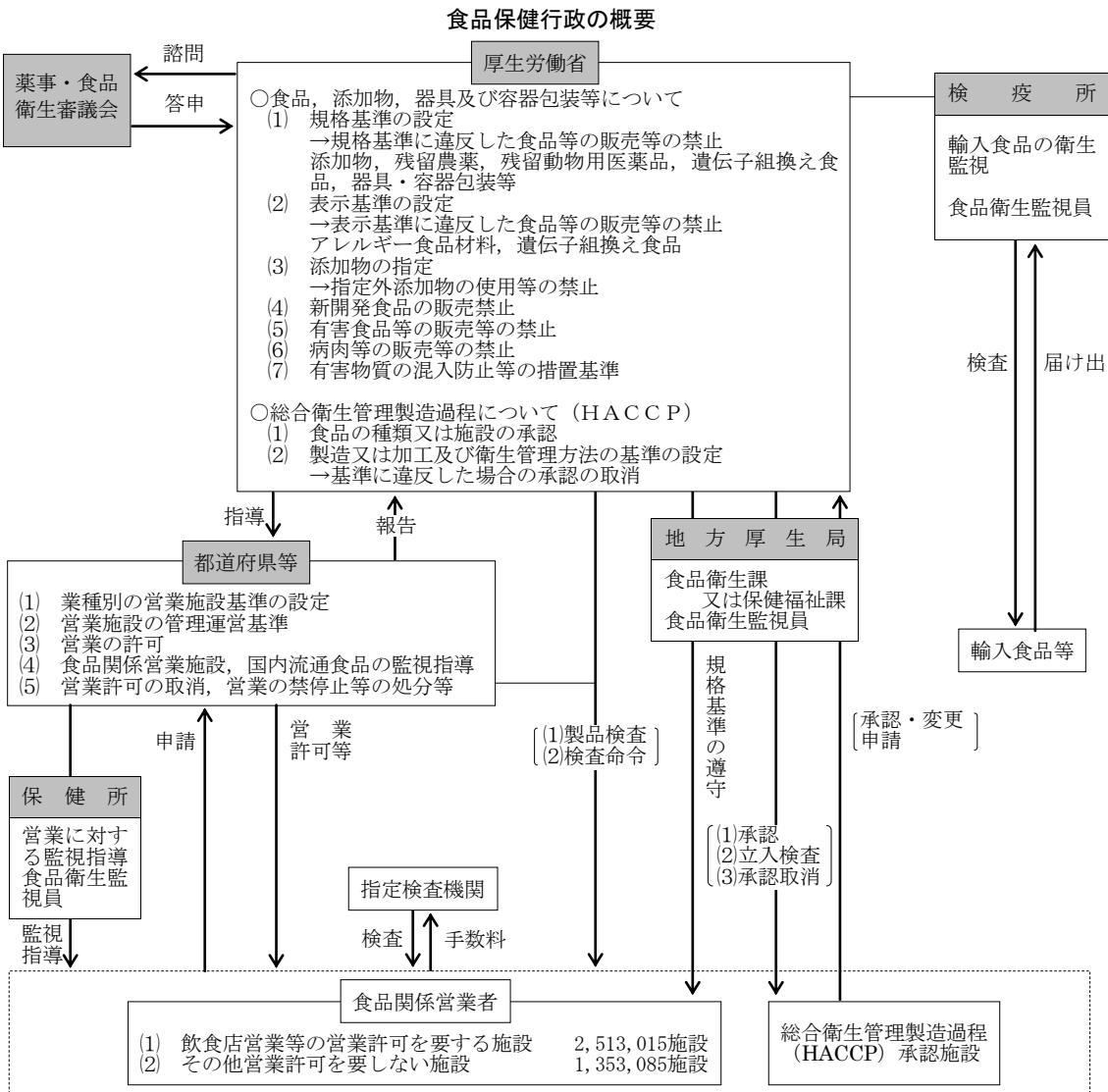
4 クリーニング業務従事者

営業者は、そのクリーニング所の業務に従事する者（クリーニング所の従業員5人に1人以上）に対し、クリーニング所の開設後1年以内に業務に関する知識の修得・技術の向上に関する都道府県知事の指定した講習会を受講させなければならない。また、3年を超えない期間ごとに同様に受講させなければならない。

5 閉鎖命令等

都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）は、必要に応じ、従業員等に対する業務停止、環境衛生監視員による立ち入り検査、措置命令、営業停止、閉鎖命令、クリーニング師の免許停止処分をすることができる。

7 食品衛生法



(注) 数字は平成24年3月末現在。

【営業許可を必要とする営業（生活衛生関係営業）】

- ①飲食店営業（一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェ、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、②に該当する営業を除く。）
- ②喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）
- ③食肉販売業
- ④氷雪販売業

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）

1 目 的

食品衛生法は食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としており、主な食品営業の他、食品、添加物、器具、容器包装等を対象に飲食に関する衛生について規定している。

食品衛生においては、食品等の取り扱いにあたっては、清潔で衛生的に行うことが原則である。

2 営業許可と施設基準

飲食店等のように、公衆衛生に与える影響が著しい営業（34業種）を営むには都道府県知事等の許可が必要である。また、この許可に際して5年を下らない有効期間等の必要な条件がつけられる。

これらの業種の営業を営む場合には、都道府県知事が業種毎に定めた施設基準に適合していなければならぬ。また、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び冰雪販売業等にあっては、都道府県知事が定める基準により「食品衛生責任者」を置かなければならない。

3 食品等に対する規制

(1) 次の事項に該当する不衛生食品等は販売等が禁止されている。

- ア 腐敗、変敗したものまたは未熟なもの
- イ 有毒、有害な物質が含まれ、もしくは付着したまはこれらの疑いのあるもの
- ウ 病原微生物により汚染されているものやその疑いのあるもので人の健康をそこなうおそれのあるもの
- エ 不潔、異物の混入、添加などにより人の健康をそこなうおそれのあるもの

(2) 厚生労働大臣は、販売の用に供する食品、添加物の製造等の方法について基準を定め、成分について規格を定めることができる。規格、基準の定められた食品等については、基準に合わない方法による製造、加工、使用、調理、販売等、規格に合わない食品等の製造、輸入、加工、販売等は禁止されている。

- ・主な規格基準の内容

- ア 食品（成分規格、製造基準、加工基準、調理基準、保存基準）
- イ 添加物（成分規格、保存基準、製造基準、使用基準）
- ウ 器具及び容器包装（材質別規格、用途別規格、製造基準）

(3) 表示の基準が定められている場合には、基準に合う表示のないものは、販売したり、販売の用に供するために陳列したり、または営業上使用したりしてはならない。

(4) 販売の用に供し、または営業上使用する食品等を輸入しようとする者は、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 監視指導

都道府県等の保健所には、食品衛生に関する専門知識を有する食品衛生監視員が配置されており、営業施設に対し監視、指導を行っている。

8 主要制度の経緯

年 次	主 要 経 緯
昭和22年	理容師法制定 23 興行場法、旅館業法、公衆浴場法制定 25 クリーニング業法制定 26 理容師美容師法改正及び改称 32 環境衛生関係営業の適正化に関する法律制定 旅館業法の一部改正（法律の目的に「善良の風俗の保持」を加え、学校周辺の旅館を規制することとした） 美容師法制定（理容師美容師法からの分離） 公衆浴場入浴料金の指定を都道府県知事に委任 39 クリーニング業法の一部改正（リネンサプライ業、取次店をクリーニング業法上の規制対象に加えた） 40 環境衛生指導助成費補助金による指導体制の創設 社団法人全国環境衛生同業組合中央会の設立 41 風俗営業等取締法の一部改正（個室付浴場の立地規制） 国民金融公庫において「環境衛生関係営業に対する特別貸付制度」創設 中央環境衛生適正化審議会において環境衛生営業の近代化及び合理化の方策に関する第一次答申 42 環境衛生金融公庫法成立 43 理容師法、美容師法の一部改正（管理美容師制度の制定） 消費者保護基本法の制定 45 旅館業法施行令の一部改正（モーテルの純化のため玄関帳場の規制を強化） 47 環境衛生金融公庫の業務について市中金融機関に対し直接委託 風俗営業等取締法の一部改正（モーテル営業の立地規制） 48 環境衛生金融公庫の特別貸付制度（小企業設備改善資金）の創設 (環境衛生営業経営特別相談員制度の設置) 国民生活審議会において環境衛生サービスのあり方について答申 49 環境衛生指導助成費補助金による「環境衛生営業経営指導員制度」の創設 環境衛生局に指導課の新設 50 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の一部改正（男子洗髪料の徴収について） 51 クリーニング業法の一部改正（クリーニング所の業務従事者の資質の向上に関する措置を加えた） 公衆浴場確保対策検討委員会より「公衆浴場の確保対策について」の意見書提出 52 環境衛生指導助成費補助金による「環境衛生営業相談室制度」の創設 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の制定（分野調整法） 54 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正 55 全国環境衛生営業指導センターの指定 都道府県環境衛生営業指導センターの指定が始まる 56 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の制定 分野調整法の一部改正 58 理容師法、美容師法及びクリーニング業法の一部改正（定期健康診断の義務付けの廃止） 興行場法の一部改正（団体委任事務とする） <行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律による> 59 風俗営業等取締法の一部改正（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」となる。風俗営業の届出制、立地規制等） 60 興行場法等の一部改正 理容師法、美容師法、クリーニング業法の一部改正による理容師・美容師・クリーニング師試験事務の民間委譲 <許可、認可等活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律による>

62	公衆浴場法の一部改正（精神障害者の入浴規制廃止）
63	クリーニング業法の一部改正（クリーニング師及びクリーニング所の業務に従事する者の研修及び講習の制度の創設）
平成2	理容師・美容師の試験事務（都道府県試験）の指定試験機関の指定（財理容師美容師試験研修センター）
4	環境衛生関係（飲食、旅館業）振興助成交付金制度の創設
7	理容師法及び美容師法の一部改正（主な改正内容：養成施設の入所資格を中卒→高卒、養成施設の修学期間を1年→2年、知事免許→大臣免許）
8	理容師法、美容師法及びクリーニング業法の一部改正（地位の承継規定の新設）<民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律による> 旅館業法の一部改正（目的規定の改正、営業者の責務規定の新設、国等の支援規定の新設）
9	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正（特殊契約制度の廃止）
10	理容師・美容師の登録事務の指定登録機関の指定（側）理容師美容師試験研修センター）
11	理容師法、興業場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正（機関委任事務の廃止並びに自治事務及び法定受託事務の区分の創設、権限委譲の推進）<地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律による>
	理容師法、クリーニング業法、美容師法、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正（厚生省→厚生労働省）<中央省庁等改革関係法施行法による>
12	理容師・美容師の試験事務（国家試験）の指定試験機関の指定（財理容師美容師試験研修センター） 厚生労働省組織令の制定（健康局に生活衛生課の設置） 理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部改正（皮膚に接する器具の消毒方法の見直し） 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正（題名及び目的に振興の追加等）<商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による>
	理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、旅館業法、興行場法（法人の分割による営業者の地位の承継を認める）<障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律による>
13	理容師法、美容師法の一部改正（欠格事由の改正）
14	クリーニング業法の一部改正（地方公共団体の規則に委任している事項のうち、権利義務規制に関するものを、条例で定めることとする）<地方自治法等の一部を改正する法律による> 理容師法施行令、旅館業法施行令、美容師法施行令の一部改正（地方公共団体の規則に委任している事項のうち、権利義務規制に関するものを、条例で定めることとする）<地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令による>
15	旅館業法施行規則の一部改正（農林漁業体験民宿業を営む施設については簡易宿所営業の客室延床面積の基準を適用しないこととする）
16	クリーニング業法の一部改正（目的に「利用者の利益の擁護を図ること」等を追加） 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部改正（公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを明確にし、目的に「住民の福祉の向上」を追加） 旅館業法施行規則の一部改正（日本国内に住所を有しない外国人が宿泊する場合には、その国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とする）
17	理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部改正 (厚生労働大臣が理美容師養成施設の設立者又は長に対して必要に応じて報告徴収、必要な指示及び指示に従わないときは、その指定の取消ができることとされた)
20	理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部改正（理美養成施設の指定の基準について授業時間制を単位制にすること、消毒室の設置義務を廃止すること等の一部見直しを行った。）
24	旅館業法施行規則の一部改正（伝統的建造物群を構成している建造物について、一定の要件を満たす場合には構造設備基準緩和の対象とした。）